

## 建 築 協 定 書

### ( 目 的 )

第 1 条 この建築協定は、第 7 条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ( 用語の定義 )

第 2 条 この建築協定に用いる用語の意義は建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）に定めるところによる。

### ( 名 称 )

第 3 条 この建築協定は清水ヶ丘団地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

### ( 協定の締結 )

第 4 条 この協定は第 7 条に定める協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

( 協定の変更 )

第 5 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等はこの協定に係る協定区域、建築物に関する基準有効期間又は違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

( 協定の廃止 )

第 6 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等はこの協定を廃止しようとする場合においてその過半数の合意をもってその旨を定めこれを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

( 協定区域 )

第 7 条 この協定の区域は、南区南太田 3 丁目 3 0 3 - 1 6 番地先外、添付図面赤枠内とする。

( 建築物に関する基準 )

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

## 1. 敷 地

- (1) 敷地の分割は禁止する。
- (2) 敷地の最小面積は $140m^2$ とする。
- (3) 敷地の二次造成（切土・盛土）は禁止する。  
（完成時の地盤変更の禁止）

## 2. 位 置

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線及び隣地境界線より $60cm$ 以上離すものとする。ただし建築基準法施行令第135条の5の規定に適合する建築物又は建築物の部分についてはこの限りでないものとする。

## 3. 用 途

- (1) 建築物は一戸建とし住居専用住宅若しくは医院、店舗、併用住宅とする。ただし公益上必要な建築物で運営委員会が承認し、横浜市長が認めたものはこの限りでないものとする。

## 4. 形 態

- (1) 階数は地階を除き2階以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さは地盤面より $9m$ 軒の高さは $7m$ 以下とし、これを越えないものとする。

- (3) 建築面積は敷地面積に対し  $5/10$  以下とする。
- (4) 延べ面積は敷地面積に対し  $10/10$  以下とする。
- (5) 建築物の各部分の高さは当該部分から真北方向にはかった敷地境界線（敷地の北側が道路である場合はその中心線）までの水平距離に  $5/10$  を乗じて得たものに  $7.0\text{m}$  を加えた数値以下とする。
- (6) へいは生垣又はクrimpネットその他これらに類する開放性のあるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から第 6 条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。ただし違反者の措置に対しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

（効力の継承）

第 10 条 この協定の認可公告のあった日以後において本協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（違反者の措置）

第 11 条 1. 第 8 条に定める基準に違反した者があった場合第 14 条に定める委員長は（以下「委員長」

という。)第13条に定める協定運営委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して工事の施行停止を請求しかつ、文書をもって相当の猶予期間を付けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

( 裁判所への提訴 )

第12条 1. 前条第1項に基づく請求があった場合において当該土地の所有者等がその請求に従わないとき委員長は第13条の委員会の決定に基づきその強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

( 運営委員会 )

第13条 1. この協定の運営に関する事項を処理するため協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

( 役 員 )

第 1 4 条

1. 委員会には次の役割を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) 会 計 1名
  - (4) 委 員 3名
2. 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
3. 副委員長及び会計は委員のなかから委員長が委嘱する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときこれを代行する。
5. 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

( 補 則 )

第 15 条 この協定の規定するもののほか委員会の運営組織  
議事並びに委員に関して、必要な事項は別に定める。

( 附 則 )

1. この協定は横浜市長の認可公告のあった日から効力を発  
する。

以 上

この建築協定の締結に同意します。

昭 和 年 月 日

所有土地の表示

横浜市南区

番 外

宅 地  $m^2$

土地所有者（権利者）名

住 所

氏 名